

目次

はじめに

序 章 第3期実施計画策定にあたって

I	計画の背景及び趣旨	1
II	特定健康診査・特定保健指導の対象となる生活習慣病	1
III	メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目する意義	2
IV	計画の性格	2
V	計画の期間	2
VI	計画の目標値	2

第1章 羽幌町の現状と第2期計画の実施状況

I	人口構成	3
II	国保被保険者数の推移	4
III	医療費や疾病の状況	5
IV	第2期計画の実施状況	6
1	第2期計画の目標値	6
2	第2期計画期間の実績	6
3	特定健診受診率の同規模保険者・全道比較状況	7
4	年度別受診内訳	7
5	特定健康診査受診者の傾向	8
6	未受診者対策	9
7	メタボリックシンドローム該当者・予備軍の状況	10
8	特定保健実施率の同規模保険者・全道比較状況	12
9	特定保健指導修了者の経過	13
10	特定保健指導の実施方法	14
11	特定保健指導実施後の変化	14
12	第2期計画期間の特定健診受診率、特定保健指導実施率向上に向けた取り組み	15

第2章 第3期計画の目標と取り組み

I	第3期計画の目標値	16
II	第3期計画期間の特定健康診査受診率・特定保健指導実施率向上に向けた取り組みの方向性	17

第3章 特定健康診査・特定保健指導の実施

I	特定健康診査	18
II	特定保健指導	22

第4章 特定健診・特定保健指導の結果の通知と保存

I	特定健康診査・特定保健指導のデータ	24
II	特定健康診査・特定保健指導記録の管理・保存期間	25
III	記録提供の考え方	25
IV	特定健康診査等結果の報告	25
V	個人情報保護対策	26

第5章 特定健康診査等実施計画の公表・評価

I	特定健康診査等実施計画の公表・周知	27
II	特定健康診査等実施計画の評価及び見直し	27

はじめに

国は、平成20年4月からメタボリックシンドローム（内蔵脂肪症候群）に着目した特定健康診査及び特定保健指導の実施を、各医療保険者に義務付けました。

本町は、国の特定健康診査等基本方針に基づき策定している「羽幌町国民健康保険事業計画書」等との整合性を図りながら、地域住民の健康維持・増進に向け、様々な事業に取り組むとともに、生活習慣病の予防、早期発見、早期治療のため、特定健康診査及び特定保健指導を実施してきております。

今後は、町民の高齢化が進展している現状を踏まえ、将来的な医療費の適正化を図るため、健診体制の整備や強化などにより疾病の発生・重症化の予防に努めるべく、受診率の向上に向けた取り組みを計画的に行い、勧奨による受診への意識の向上や、意義の普及・啓発に努めてまいります。

今回は、第2期計画期間が終了し、併せて国の基本方針が改正されたことから、取り組みの評価や成果をもとに検討・見直しを図り、平成30年度から平成35年度を計画期間とする第3期の計画を策定するものです。

また、この計画は、6年を一期とする計画ではありますが、毎年度の評価により必要に応じて見直しや変更を行い、実施してまいります。

平成30年4月

羽幌町長 駒 井 久 晃